

第 8 号議案

東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 2 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例の一部
を改正する条例

東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例（平成17年条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「苦情等」を「苦情」に改める。

第12条を削り、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（相談への対応）

第11条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に係る相談について、関係機関等と連携するとともに、相談を行った者に配慮した対応に努めるものとする。

「第3章 苦情等の処理」を「第3章 苦情の処理」に改める。

第17条の見出し中「苦情等」を「苦情」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第18条の見出し中「苦情等」を「苦情」に改め、同条中「及び同条第2項に規定する相談（以下「苦情等」という。）」を「（以下単に「苦情」という。）」に改める。

第19条の見出し中「苦情等処理委員」を「苦情処理委員」に改め、同条第1項中「苦情等を」を「苦情を」に、「東大和市男女共同参画苦情等処理委員」を「東大和市男女共同参画苦情処理委員」に改め、同条第2項中「東大和市男女共同参画苦情等処理委員」を「東大和市男女共同参画苦情処理委員」に改める。

第20条中「苦情等」を「苦情」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第10条の次に1条を加える改正規定、第3章の章名の改正規定及び第17条から第20条までの改正規定並びに次項の規定は、同年7月1日から施行する。

（東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

2 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和52年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「男女共同参画苦情等処理委員」を「男女共同参画苦情処理委員」に改める。